

熊本県献血推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 熊本県における献血思想の普及を図り、献血制度の適正な運営を確保するため、熊本県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血思想の普及を図るため、ポスター・リーフレットの発行等制度に関する広報活動
- (2) 献血による血液製剤等の需給計画の検討
- (3) 献血による血液製剤等の製造のための採血計画の策定
- (4) 献血組織の育成
- (5) その他血液事業の推進に関する事業

(構 成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、知事をもって充て、副会長は委員の互選によって定める。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(血液不足等緊急対策部会)

第4条 災害等による深刻な血液不足時の対応策を検討するため、熊本県献血推進協議会に血液不足等緊急対策部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成人員は、10名以内とし、協議会のうちから会長が指名するとともに、必要に応じて、献血者の緊急確保に対応可能な機関、団体等の代表を招へいすることができるものとする。
- 3 部会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 血液不足時の広報方法の検討
 - (2) 災害発生時等の血液確保対策の検討
 - (3) 県民への緊急呼びかけの実施
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、副会長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会、部会の会議は、必要の都度、知事が招集する。

2 会長は、協議会の議長として、議事を掌理する。

3 部会長は、部会の議長として、議事を掌理する。

4 協議会、部会の会議は、原則として、公開する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月10日から施行する。